

## 二〇世紀初頭における刑事政策と社会事業に関する一考察 ——大正少年法案初期審議に見る未成年犯罪者の処遇——

田中 亜紀子

- 一 はじめに  
——近代日本における刑事政策と社会事業——
- 二 一九一〇年代の内務省および司法省における未成年犯罪者処遇
- 三 「不良少年ニ関スル法律案主査委員会決議録」
- 四 まとめにかえて

### 一 はじめに

#### ——近代日本における刑事政策と社会事業——

本稿は、戦前日本における社会事業の現代的特質の一面を明らかにする目的で、該当時期の刑事法ないし刑事政策と社会事業との関わりについて考察するための基礎作業として、大正少年法案初期審議を検討するものである。

刑事政策上、犯罪予防と犯罪者の再犯防止のためには施設内処遇だけでなく保護観察や更生事業に代表されるような社会内における働

きかけが重視されていた。また、社会事業においても、要援助者にただ援助を与えることだけを目的とするのではなく、例えば救貧活動を通じて貧しい者が犯罪を行うことを思いとどまらせ、犯罪から社会を守ることに意識されていた。両者の活動が治安あるいは防犯という側面において一定の共通要素を有していたことは、既に監獄改良の必要性および未成年犯罪者等の処遇を定めた感化法の必要性が主張された明治中期において、貧しさと犯罪が極めて近い存在であるように語られたことから明らかである。しかしながらその一方で、刑事政策における保護観察が「いわゆる社会福祉の仕事と違って、国の権力関係の中でのケースワークである」と述べられる様に、刑事政策と社会事業あるいは後の社会福祉はその性質上明らかな違いが存在する。このような類似点と相違点を有する近代日本における刑事政策と社会事業、あるいは後の社会福祉については、それぞれの分野における研究はかなり蓄積されているものの、両者の関係については未だ十分に研究が行われていない。また、大正期は主要法典の制定等によって近代化を果たした日本が、現代国家へと変貌を遂げる過渡期であるとされ

ているが、刑事政策や社会事業においては何が近代と現代とを分けるのかという点も未だ十分に検討されていない。本稿では以上の二点について直接に答えを示すものではないが、両問題を解明するための素材を提供し、今後の研究課題を明らかにするものである。

近代以降の日本における社会事業の発達過程を概括すれば、民間において自発的に活動が開始した後、皇室、国や府県などによる資金援助を受ける時期を経て、国の委託を受ける様になっている。<sup>(2)</sup>つまり、当初は民間が主体的に行っていた事業がやがて国家に取り込まれ、最終的には国家の協力機関あるいは下請け機関となっているのである。それではこのような変容を遂げる社会事業に対して、未成年犯罪者処遇を中心とする刑事政策はどのように関与し、社会福祉における日本的特質に影響を及ぼしたのだろうか。

近代日本における刑事法ないし刑事政策と社会事業の接点として更生保護（司法保護）を挙げることができるが、戦前期の司法保護は、①少年保護、②釈放者保護、③保護観察に分けられ、その中で最も早く活動を始めたものが少年保護である。一八八三（明治一六）年頃から有志の手で私設の感化院が各地に設立され、監獄改良運動や未成年者に対する関心の高まりを受けて一九〇〇（明治三三）年に感化法<sup>(4)</sup>が制定された。現行刑法制定を受けて同法は一九〇八（明治四一）年に改正されたが、その後、一九二二（大正一一）年に少年法（以下、「大正少年法」）<sup>(5)</sup>ならびに矯正院法が制定された。

「大正少年法」<sup>(5)</sup>は、一八歳未満を少年として、九種類の保護処分を規定しており、その中には、少年保護司による観察の他、寺院・教会・

保護団体等への委託も規定されていた。<sup>(6)</sup>また、少年保護司は、現在の保護観察官に相当する専任の者と、保護司に当たる嘱託少年保護司から構成され、調査と観察を行うものと規定した。<sup>(7)</sup>ところで、専門職員以外に民間人および民間団体の参加を可能にした制度はどのような意図に基づいて規定されたのであろうか。<sup>(8)</sup>本稿では当該時期における未成年犯罪者の処遇状況の整理を行った上で、「大正少年法」案審議初期段階における「不良少年ニ関スル法律主査委員会決議項目」をとりあげて「大正少年法」立案作業の目的および特徴を確認しながら、「大正少年法」案審議開始期において民間活動の利用がどのように想起されたのかを検討し、明治末期から大正期、すなわち二〇世紀初頭における刑事政策と社会事業の関係について考察を行う。

## 二 一九一〇年代の内務省および司法省における未成年犯罪者処遇

未成年犯罪者に関する規定が一八八〇（明治一三）年刑法における「第七十九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス但満八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ満十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得」、<sup>(9)</sup>第八十条 罪ヲ犯ス時満十二歳以上十六歳ニ満サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ満二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得 二 若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス」、<sup>(10)</sup>第八十一条 罪ヲ犯ス時満十六歳以上二十歳ニ満サル

者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ等ヲ減ス」であつたことに對して一九〇七（明治四〇）年刑法は、「第四十一条 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」と規定した。このように現行刑法において刑事責任能力が満一四歳であると規定され、それまで未成年犯罪者を留置していた懲治場が廢止された事への対応として、一九〇八（明治四一）年に感化法が改正された。しかしながら衆議院における同法改正審議の場で、花井卓藏が今回の改正は不十分なものであり、未成年犯罪者を対象とする特別の法律を新たに制定する必要があると述べた様に、感化法改正は現行刑法制定後の未成年犯罪者処遇に十分に対応したものであるとは言えなかつた。花井の主張は一九二二（大正一一）年に少年法として実を結ぶのであるが、それでは現行刑法が制定された一九〇七年から「大正少年法」が制定された一九二二年に至るまでの間、未成年犯罪者処遇についてはどのような議論ならびに処遇が行われていたのだろうか。本章では大正少年法初期審議の背景を整理する目的で、一九一〇年代の内務省と司法省における未成年犯罪者処遇の状況を確認する。

## 二一 内務省における未成年犯罪者処遇

内務省は一八七三（明治六）年に設置されて以降、内務行政、神社行政、地方行財政、警察行政、土木行政、衛生行政を主要領域としていた。<sup>101</sup> 未成年犯罪者については監獄改良運動の一つの成果である感化法が制定された一九〇〇（明治三三）年に、監獄局が内務省から司法省へ移管されることになったが、感化法に関しては一九〇八（明治四

一）年改正後も内務省の所管に留まつた。現行刑法制定に伴つた感化法改正後、内務省は代用感化院の積極的な認可などを通じて改正後数年内に各府県に感化院を設置し、同法の全国実施を達成した。また、一九〇八（明治四一）年九月には東京において内務省主催による第一回感化救済事業講習会が開かれた。感化救済事業は、日露戦争後の財政的重圧とその解決のために勤労と人心掌握に努め、天皇制国家への国民統合を目的とした地方改良運動の一環として、特に防貧重視に立つ救済行政の克服課題を内包したものと位置づけられているが、初期の講習会では救済事業よりも感化事業に關した講演や報告が多く行われていた。特に第一回講習会においては、未成年犯罪者に關しては、留岡幸助（内務省事務嘱託）、早崎春香（浦和監獄典獄）ならびに有馬四郎助（横浜監獄典獄）、平沼騏一郎（司法省民刑局長）、小山温（司法省監獄局長）、伊澤修二（貴族院議員）といった、後に「大正少年法」案に關する人物が講演を行つているが、ここでは特に「泰西に於ける模範感化救済事業」（平沼）と「監獄行政と感化事業」（小山）の講演内容をとりあげ、彼等の未成年犯罪者処遇観を確認する。<sup>102</sup>

平沼は講演の中で刑法第四十一条について、「我新刑法に従ひますれば十四歳未滿の幼者は如何なる場合でも之を罰することは出来ない。旧刑法でありますとは是非を弁別することか出来るか出来ないかに従て罪の有無を區別して之に依て或は罰し或は罰しないことになつて居りますか、今後の刑法に依るとさういふ是非の弁別の有無には少しも頓着致しませぬて、十四歳未滿の者でありますれば如何なる悪い事を致しましても是は罰しないことになつて居る。是はなせてあるかと

いふと、此の如き者は感化致して其性を矯める」、「新法律は所謂此少年の感化ということに重きを置いて居るといふことは明白なる次第と思ひます」等と述べ、未成年犯罪者の処遇の重要性を主張した上で、

刑事制度に關連して調査を行ったイギリスの感化事業を紹介し、日本においても対象者に学校教育、環境整備が必要であることを強調した。

また小山は、「出獄人保護の事業は既に一度刑法監獄法の手掛かった後に悪い種を絶滅に帰せしむる仕事である。即ち刑法監獄法を中心として言へば事前の感化事業と事後の感化事業である。此二つの事業が立派に行はなければ犯罪防遏の目的を達することは出来ぬのである。故に感化事業と監獄と出獄人保護の事業は犯罪防遏の点からいふときは兄弟である。此三つの中の監獄と出獄人保護は司法省の所管に属し、感化事業は内務省の所管に属して居る」と述べた上で、現行刑法制定に伴って懲治場規定が削除されたことに關連して、「其懲治場入を命せられた幼年者たる此懲治人なる者は新刑法実施後は無くなるのである。懲治人は無くなるか、それは名のみでありて懲治場に入るべき人間は無くなりはいないのである。それはとうなるかといへば、十月一日以後は感化院に収容されるのである。即ち感化院に容るべき者が現今に於ては監獄に居るのである。諸君が早く此感化院の事業を盛んにして下されは何時でも今監獄に預つて居るところの懲治人は引渡すことに法律が出来て居るのである。それを現今では監獄で支配して居るのであるから現今の監獄と感化事業は実に密接なる關係を有つて居るといふはなればならぬのである」と述べ、監獄行政ならびに犯罪予防の観点から未成年犯罪者および不良少年の処遇の重要性を

主張した。すなわち平沼、小山の両者は触法少年の処遇の必要性と彼等を収容する施設として感化院の充実ならびに感化の重要性を強調していたのである。

このように、内務省は明治末期から大正初期にかけて、感化法の実施を徹底化することを通じて未成年犯罪者を含む要保護児童問題に対して積極的な姿勢を見せるとともに、感化救済事業講習会を通じて未成年犯罪者ならびに不良少年処遇に關連して司法省側と交流を行っていた。また、一九一九（大正八）年に内務省地方局救護課は社会課に改称された。このことは、これまでの消極的な救恤行政では対応が出来なくなり、社会政策として展開する積極的な社会行政が必要とされたことの現れであり、慈善事業の社会事業への変化と理解されている<sup>106</sup>が、注目すべきは、社会課の所轄事項に「児童保護ニ関スル事項」が含まれていたことである。内務省は感化法改正後、要保護児童、非行少年の他、未成年犯罪者、特に旧懲治場対象者である触法少年を管轄することになってきたが、それでもなお処遇上の関心としては未成年犯罪者の刑事手続き上や処遇上の配慮というよりも、どちらかと言えば社会事業に含まれる児童保護の観点に立った処遇を重視していたと考えられる。

なお「大正少年法」に關しては法案審議時における司法省と内務省の対立が強調されることが多いが、先に取り上げた様に感化救済事業講習会に司法省側からも講師が派遣されていることなどを考慮すれば、明治末期から大正初期において未成年犯罪者処遇ならびに要保護児童処遇に關して内務省と司法省との間に交流がなかったわけでは無

い。しかしながら、未成年犯罪者に分類される少年に対して、その処遇方法や処遇の目的が異なり、さらにそのことについて両者が共同して十分な検討を行い続けなかったことは、今日に至るまでの未成年犯罪者処遇の立脚点が定まらないという点において問題を残したと考える。

## 二―二 司法省における未成年犯罪者処遇

以上の内務省の動きに対して司法省は未成年犯罪者に関する特別法である「大正少年法」の制定に向けて動き始める。「大正少年法」は、後に「晩近ニ於ケル刑事政策並ニ社会政策上幼年ヲ保護シテ不良行為ヲ防止シ依テ社会ヲ保安スルコトヲ以テ理想トス從テ近時如何ナル國ニ於テモ幼年ノ保護ニ関シ特別ノ規定ヲ設ケサルモノナシ本案モ亦此趣旨ニ從ヒ制定シタルモノニシテ一面ニ於テ保護処分ヲ規定シ他面ニ於テハ刑事処分ヲ規定シ刑法、監獄法並刑事訴訟法ニ関シ特別ナル規定ヲ設ケ以テ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シ又ハ刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年ヲ教養シテ善良ナル國民ナラシメムトス即チ本案ハ幼年ニ関スル各種ノ規定ヲ網羅スルヲ以テ之ヲ少年法ト命名シタリ」と説明されているように、第一に刑事政策並びに社会政策上、幼年者を保護して不良行為を防止しそれによって社会を守る必要があること、第二に近年あらゆる国で幼年者の保護に関する特別の規定を設けていること、以上の理由から制定が必要であり、犯罪行為を行いあるいはその虞のある少年を「教養シテ善良ナル國民ナラシメムトス」ることを目的として制定されたが、司法省は当初、刑事訴訟法改正の中

で未成年犯罪者処遇に対応することを考えていた。そのため当該問題については刑事訴訟法主査委員会において検討されていたが、一九一一年（明治四四）年九月に未成年犯罪者に関する法律、すなわち「大正少年法」案は刑事訴訟法から独立して審議されることになったのである。そのような沿革から、刑事訴訟法主査委員であった平沼騏一郎、穂積陳重、花井卓蔵などが「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」委員に選出された。

「大正少年法」の制定過程は、森田明氏の分類によれば、①一九〇〇（明治三三）年感化法制定から一九一一（明治四四）年九月の刑事訴訟法主査委員会において「幼年精神病者ノ犯罪救治ニ関スル法律案」の起草が正式決定される迄の時期（前史）、②一九一二（明治四五）年から一九一四（大正三）年にかけて司法省内部の「少年犯罪ニ関スル法律特別委員会」ならびに「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」において少年法案に関する「第一次成案」がとりまとめられ、これを基礎にした集中審議が行われた時期（立案前期）、③一九一八（大正七）年に立案作業が再開し、「大正少年法」に反対する内務省との折衝を経て一九二〇（大正九）年の第四回議會審議にかけられる迄の時期（立案後期）、そして④一九二〇（大正九）年二月から一九二二（大正一一）年三月にかけての議會審議が行われた時期に区分される。そして本稿は主として「大正少年法」の基本的な性格を形成する議論が行われた②の時期における「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」を対象とし、同委員会において「大正少年法」の目的、対象者、そして処遇面で配慮された点、そして該当期における社会事業との関連で立案者や委員

が未成年犯罪者処遇における民間活動について何を考えていたのかを検討する。

### 三 「不良少年ニ関スル法律案主査委員会決議録」

刑事訴訟法から独立して審議されることになった未成年犯罪者処遇に関しては、一九一二（明治四五）年二月に「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」を設置して審議が行われたが、一九一四（大正三）年三月の第四回委員会時に、刑事訴訟法主査委員会の一部事業として特別委員において調査を継続することは妥当ではないため、独立して本法案を検討すべきことを建議することを決議し、「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」に審議が引き継がれた。

#### 三一 「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」

一九一二（明治四五）年二月九日第一回「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」において未成年犯罪者に関する資料を持ち寄ることが決定され、第二回、第三回委員会が行われた一九一三（大正二）年一月に、当該問題に関する立案上の諸問題一四項目を列挙した「幼年法立案上ノ諸問題」<sup>22</sup>（以下「諸問題」）と二九条から成る「未成年者ノ懲治及保護ニ関スル法律案」<sup>23</sup>（以下「初期法律案」）が出されている。

「諸問題」では、手続法だけではなく処遇規定も盛り込むべきか（幼年法ハ裁判手続ニ止マラスシテ処分規定及執行規定ヲモ包含スヘキ

ヤ）、既存の法律、特に感化法との調和（幼年者処分ハ刑罰法令ニ触ル、行為ヲ為シタル者ニ止マルヘキコト（既定）感化法トノ調和如何）、対象者の処遇（刑法上犯罪能力ヲ有スル幼者ニ対シテハ常ニ刑罰既定ヲ適用スヘキカ或ハ亦懲治処分ヲモ之ヲ為スヘキカ）、保護監督制度（懲治処分トシテハ強制教育処分以外ノ処分ヲモ亦之ヲ認ムヘキヤ殊ニ裁判ノ宣告又ハ其執行ヲ猶予シ保護監督ニ付スル制度ヲ認ムヘキヤ保護監督ヲ認ムルトセハ如何ナル者ヲ以テ之ニ充ツヘキヤ）や不定期刑の導入（強制教育ハ不定期トスヘキカ）、処遇にかかる費用負担（強制教育其他ノ費用ハ之ヲ保有者ヨリ徴収スヘキカ）、子に対する適切なケアを怠った親に対する処罰（幼者ヲ教養スル義務ヲ怠リタルモノハ刑罰ニ処スヘキカ）、処遇機関（懲治及刑事事件ハ如何ナル機関ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘキヤ）、審判の公開（審判ノ公開ハ之ヲ禁スヘキヤ又懲治処分ヲ目的トスル審理ハ公庭ニ於テ之ヲ為スヲ要セサルヤ）などの検討項目が列挙されていた。「諸問題」で取り上げられた問題点からは、審議当時存在していた刑法、刑事訴訟法、感化法といった法律との関係への配慮していたこと、刑事処分以外の処遇として保護監督が既に想定されていたこと、また、未成年犯罪者だけではなく要保護児童も対象者として視野に入れていたことが判明する。

また、「初期法律案」は、未成年者に対する処分を規定した第一章、裁判手続きを定めた第二章、そして未成年者に対する犯罪を規定した第三章から構成されていたが、未成年者に対する処分は以下のように規定していた。

第一條 八歳以上十四歳未満ノ未成年者刑法其他ノ刑罰法規ニ違背シタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ其者ノ性質、素行、教育、心身發達ノ程度及ヒ行為ノ性質、動機並ニ父母其他監護ノ義務アル者ノ性質、素行、資産等ヲ審査シタル結果ニ基キ左ノ処分ヲ為ス

第一 誹責

第二 感化院ニ入院セシメ又父母其他監護ノ義務アル者若クハ信用スヘキ者ニ附託スル旨ノ命令

第三 懲治院ニ監置スル旨ノ命令

前項第二号後段ノ場合ニ於テハ滿二十歳、第三号ノ場合ニ於テハ滿三十歳ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 十四歳以上二十歳未満ノ未成年者罪ヲ犯シタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ前條第一項ニ掲ケタル事項ヲ審査シタル結果ニ基キ刑ノ言渡ニ代ヘ前條ノ処分ヲ為スコトヲ得

対象者は①刑法その他の刑罰法規に違反した八歳以上一四歳未満の者と②一四歳以上の未成年犯罪者を予定しており、①にはいわゆる虞犯少年は含まれていなかった。また、①②の両者とも検事の請求を前提として裁判所が処分を決定することを規定していた。そして具体的な処分としては、対象者の性質、素行、教育、心身の発達の程度及び行為の性質、動機ならびに父母その他の監護義務者の性質、素行、資産を審査した上で、誹責、感化院への入院、父母その他の監護の義務

ある者あるいは信用すべき者に附託、または懲治院（後の矯正院）送致が予定されていた。つまりこの段階で既に矯正施設送致のみならず、保護処分類似制度が想定されていた。但しこの時点では、「信用スヘキ者ニ附託スル」の信用すべき者としてどのような人あるいは団体が想定されていたのかは明らかではない。また、「初期法律案」段階では、後の「大正少年法」には含まれない要保護児童に関する規定<sup>64</sup>、  
「未成年者ニ対スル犯罪」として第三章に置いていた。つまり初期段階においては司法省としても必ずしも未成年犯罪者のみを対象としていなかったのである。

「諸問題」ならびに「初期法律案」と共に「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」第二・三回が開かれた。第二回では対象者、対象年齢および予算などが議題となつたが、特に民間団体との関連では以下のような議論が行われた<sup>65</sup>。

泉二「各国少年法ヲ見ルニ廣ク規定スルヲ普通トス而シテ其費用ハ全部ヲ国家ニ於テ負担セス大体民間ト連結ヲ取り或ハ慈善団体等ニ委シ其費用ヲモ負担セシム其範圍ヲ廣クスルハ可ナルモ各国ノ如ク民間ト連結ヲ取り経費ノ負担ヲ輕クスルニ非サレハ実行不能ナルヘシ普国ノ如キハ民間ノ慈善団体等ニ一任スルヲ得サル場合強制教育ニ附スルナリ吾國ノ現状ニ於テハ民間ニ於テ任意ニ之ニ従事スル者ハ想像スルヲ得サルモ法令ニ依リ官民協同ノ範圍ヲ示シ慈善団体等ニ此事業ニ関シ或権力ヲ與ヘ以テ民間ノ協力ヲ奨励シ漸次ニ歩武ヲ進ムレハ最初ヨリ完全ナラサルモ追々好結果ヲ得ラルベシ」

平沼「少年犯罪ハ頗ル多数ニシテ其処分ニ付テハ困却シツ、アリ殊ニ幼者ノ犯罪ニ於テ然リ之レ畢竟旧刑法ノ懲治処分ニ代ハルモノナキニ因ル或ハ之ヲ感化院ニ收容セハ可ナリト云フモ之ヲ收容スヘキ感化院ナキヲ如何セン結局放任ノ有様ナリ此処分ニ付テハ大ニ考慮ヲ要ス泉二説ノ如ク範圍ヲ廣クシテ民間ト連絡ヲ付クルコトヲ研究スルモ可ナリト雖モ今日ノ急場ノ要求ニ応スル能ハス民間事業トシテ俄ニ其發達ヲ期スルヲ得ス故ニ理想トシテ範圍ノ廣キハ可ナルモ兎ニ角費用ノ全部ハ国家ニ於テ負担スルノ覚悟ナラサルヘカラサルヲ以テ先ツ其範圍ハ狭クシテ犯罪者並犯罪危険ノ情態ニ在ル者ニ限定シ以テ急場ノ要求ニ応シ追々之ヲ拡張シテハ如何」

花井「(前略)補助機関トシテ家庭強制監督法其一ナリ此監督ハ官吏タルヲ要セス教員宗教家慈善家等ニ之ヲ為サシメ費用ハ家庭ニ負担セシム實際ノ応用ハ少数ナルヘシ次ニ寺院ニ強制保護教育ノ義務ヲ負ハスルコトナリ宗教家ノ義務トシテ之ヲ認メテ可然事ト信ス日本ノ宗教家ハ由来公的義務ヲ負ヒ或ハ公的行動ヲ執ル者殆ントナシ之レ兵營訪問等ヨリモ重要ナル事ナリ而シテ其費用ハ寺院ノ負担トス寺院ノ數ハ幾千アルヤヲ知ラサルモ仮ニ一千トセハ一寺院一人トスルモノ千人トナリ其内大寺院ニ八百人ヲ配付スルトセハ少クモ二千人数ハ收容セラルヘシ第三ニ慈善家ニ於テ幾分ヲ收容スルコト基督教ハ之ヲ包含セラルヘシ以上三者ヲ合シテ幾千ヲ收容シ得ルヤヲ定メタリ、今日ノ私立少年保護団体ハ廃止スルヲ可トス、名ヲ慈善ニ藉リ寄附金ヲ集メ或ハ国家ノ保護金ヲ得テ其実自己ノ糊口ノ資ト為スノミ其幣勝テ言フヘカラス」

鶴澤「旧教ノ青年会ニ於テハ保護出来得ヘシ教会ニ於テハ牧師ノ卓絶シタル者在ルニ非サレハ不能ナリ、今日ハ先ツ国家ノ力ヲ以テ為スコトヲ基礎トシ而シテ尚慈善団体ノ力ニ待ツコトアルヘキヲ附加スルヲ可トス」

小山「民間ニ倚頼スルハ不能ナリ又範圍ヲ拡張セハ実行不能ナリ」

つまり、予算との関係で、国家が全てを負担する場合は負担が重すぎるため、対象とする少年の範囲を広げることで民間の慈善団体などを活用し、費用も負担させることを提言した泉二に対して平沼は、少年犯罪の数が多く、その対処に困っていることを述べ、感化院ではその全てを收容することは出来ないことを認めながらも、現段階において民間事業はそれほど發達していないため、民間に委ねることはできない。したがって、国家が費用を全部負担する。また、対象者は犯罪者及び犯罪の危険がある者に限定したい旨主張したのである。両者の意見に関して泉二の意見に賛成した花井は、「家庭強制監督」を採用し、官吏のみならず教員、宗教家、慈善家を監督者として用いるとともにその費用を家庭に負担させること。また、寺院ならびにキリスト教を含む慈善団体に強制保護教育の義務を負わせることを主張した。花井はその後も未成年犯罪者の処遇に寺院などの宗教団体を活用することを主張するが、その理由として、日本の宗教家には公的義務や公的行動を行っている者が殆ど存在しないが、当該問題に参加することは、「宗教家ノ義務」であるからだとして述べている。明治以降の教誨活動や免囚保護事業と仏教を始めとする宗教団体との関係を考慮すれば、宗



教家が公的行動を行っていないとする花井の指摘の信憑性には多少の疑念を持たざるをえないが、おそらくは穂積陳重などを通じて得た欧米の未成年犯罪者や要保護児童に関するキリスト教団体の活躍と比較した上で、花井は当時の仏教団体の社会活動に対してより一層の協力を求めたと考える。また、以上の三者に対し鶴澤は現段階においては国家主体で行い、将来的に慈善団体に参加させる方法が妥当ではないかと述べ、小山は民間委託は不可能であり、また、対象少年の範囲を拡張すれば実行が不可能になるとして泉二案に反対した。すなわち対象者および民間団体については、予算と実効性との関連で、①対象者を未成年犯罪者に限定するのか、あるいは要保護児童まで含めるのかという点と、②費用面で国家の負担を軽減するために寺院や民間の慈善団体などを活用するか、あるいは当該問題について民間に委託することの妥当性、という二点について異なる意見が存在していたのである。但し①については、実効性を考慮し、未成年犯罪者および犯罪傾向のある者（虞犯少年）を対象とし、要保護児童については保護の必要性を認識しながらも法案からは削除されることになった。<sup>285</sup>

続く第三回<sup>286</sup>では、強制教育主義か懲戒主義かという主義の決定、女子の取扱、裁判または非訟事件とするか、そして処分方法などが議題に上った。主義については強制教育主義を採用し、年齢に応じてその教育を行う（強制教育主義即ち勤勉実行ノ精神ヲ養フノ主義ヲ採リ之ヲ年齢ニ依リテ区別スルコト）と決議されたが、その他、特別処分については花井が寺院ならびに慈善団体に附託することを追加することを提案（小山提出案ニ寺院並ニ慈善団体ニ附託ノコトヲ加ヘタシ）し

たが、小山は委託の範囲として「慈善家寺院、教会、青年会」を提案（自分ノ案ノ委託ノ範囲ハ慈善家寺院、教会、青年会トセン）し、小山案が支持された。また、プロベーション制度の採用については起草者である谷田が「プロベーション制度ノ採用ハ一般ノ希望ナルカ如シ其組織、範囲ヲ議定シタシ」「今日ハ人ヲ得ルコト困難ナルヘシ」と述べ、人材の確保の難しさを主張したが、小山は「必スシモ其人ナキニアラス有給吏員ノミニテハ却テ人ヲ得難カラシ随意ノ者モ置キタシ」と、官吏だけではなく、民間の篤志家等も予定すれば良いと述べた。つまり小山は未成年犯罪者を主たる対象する法案を想定し、その処遇において民間委託については消極的な姿勢を見せながらも、プロベーションについて官吏だけではなく、民間の人材を用いることについては否定的ではなかった。

以上の三回の審議を経て第一次成案（以下「谷田案」）が起草され、一九一四（大正三）年三月の第四回<sup>287</sup>では「谷田案」に基づいて少年法案の逐条検討が行われた。「谷田案」では、対象者の処遇として「誹責」、「感化院ニ入院セシメ又父母其他監護ノ義務アル者若クハ信用スヘキ者ニ附託」、「懲治院ニ監置」のみを規定した「初期法律案」後に行われた委員会での議論に対応して、以下に挙げるような幅広い処遇が規定されていた。

第四條 刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シタル幼年ニ対シテハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 訓戒ヲ加フルコト

- 二 学校ノ懲戒ニ委付スルコト
  - 三 條件ヲ付シテ保護者ニ還付スルコト
  - 四 寺院若クハ保護団体又ハ適當ナル人ニ委託スルコト
  - 五 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト
  - 六 病院ニ移送スルコト
  - 七 感化院ニ送致スルコト
- 第五條 罪ヲ犯シタル少年ニ対シテハ刑ノ言渡ニ代ヘ前條第一号乃至第五号ノ処分ヲ為シ又ハ本人ヲ矯正院ニ送致スルコトヲ得

大正三年三月一日の第四回委員会において少年法案の逐条検討が行われたが、第七条を検討した段階で、当該法案の重要性等から刑事訴訟法主査会の一部事業として審議を行うのではなく、刑事訴訟法の調査から独立して本法案を検討すべきである（本案ハ其関スル処重要ニシテ且頗ル広汎ナルモノアルヲ以テ之ヲ刑事訴訟法主査委員会ノ一部事業トシテ特別委員ニ於テ調査ヲ継続スルハ妥当ナラサルニ依リ刑事訴訟法主査会ニ従事調査ノ経過ヲ報告シテ一応之ヲ返戻シ同時ニ刑事訴訟法ノ調査ヨリ独立シテ本法案ノ主査委員ヲ設ケラルルコト）という主張が行われたため、刑事訴訟法改正主査委員会審査項目から、不良少年に関する法律案を分離し、新しく主査委員会「不良少年二関スル法律案主査委員会」が設置された。

- 三十一 「不良少年二関スル法律案主査委員会」
- 「不良少年二関スル法律案主査委員会」は、大正三年三月一八日から

一月一三日まで全一〇回行われた。委員長に選出された穂積陳重の他、委員としては倉富勇三郎、小山温、鈴木喜三郎、谷田三郎、花井卓蔵、平沼麒一郎、水野練太郎、横田秀雄が、幹事として泉二新熊等が参加していた。

委員会開始に際して平沼より、本委員会に設置理由などについて以下のように説明が行われた。

刑事訴訟法ハ其主査委員会ニ於テ調査中ニ属ス其内少年犯罪者又之二類似スル者即チ不良少年ノ取締及処分等ニ付テ現今ノ法制上欠陥アリテ実務家ノ憂慮スル所ナリ又科学上ヨリ西洋ニ於テモ研究中ナリ、何レ此法制ヲ制定セサルヘカラサルノ必要アリ以是兎モ角モ刑事訴訟法主査委員中ヨリ特別委員ヲ設ケテ調査スルコトニ決シタリ、特別委員ハ数回討議ヲ重ネタルカ先ツ其範圍ニ関シ議論アリ廣ク之ヲ制定スルハ一般ノ希望スル処ナルモ到底短日月間其成效ヲ見ルコト頗ル困難ナリ然ルニ一面ニ於テ今日不良少年ノ取締ルハ其途ナキヲ以テ先ツ急ヲ要スル点即チ犯罪少年及其傾向アル者ノ取締ノ範圍ニ於テ調査スルコト、ナレリ於此谷田君等担任シテ起草ニ従事シ一応成案ヲ得タリ唯今配布シタルモノ即チ之レナリ此案ニ付一回討議シタルカ其席上少年取締ニ付テハ種々ノ方面ニ関係アリ即チ或ハ刑法刑事訴訟法ニ或ハ民法殊ニ親族規定ニ関スル等其影響スル所尠カラス之ヲ刑事訴訟法調査ノ出店トシテハ到底困難ナリトシテ此事情ヲ刑事訴訟法主査委員会ニ報告シ同会ニ於テハ之ヲ認め之ヲ刑事訴訟法主査委員会ヨリ分離シテ別ニ主査委員ヲ設ケルヲ適當トシ

之ヲ会長に報告旁々建議セラレ会長ハ之ヲ容レラレ今日ノ会合ヲ見ルニ至リタル次第ナリ<sup>80</sup>

平沼は主として①法制定の理由、②対象者を未成年犯罪者ならびに犯罪の傾向を有する者に限定した理由、③本委員会が刑事訴訟法改正主査委員会から独立して設置された理由について説明を行った。すなわち①については、触法少年を含む不良少年の処遇について法制上問題があること、また欧米の不良少年処遇制度を研究した結果、日本でも不良少年を対象とする法を制定する必要があると説明し、②については不良少年全体を対象とする法制定には時間がかかるため、まずは急を要する犯罪少年及び其の傾向のある者を取り締まることを念頭に置いて調査を行い、谷田三郎を主担当として草案を作成したことを、また③については、刑事訴訟法改正主査委員会では十分に同法案について十分に検討することが出来ないこと、さらに対象少年の取締については親族に関する規定を有する民法をはじめとして多方面と関係するため、刑事訴訟法とは分離して議論することが必要となったことを説明した。

また、感化法改正審議時から現行刑法に合致した少年法制の必要性を主張し続けていた花井は、本法律案の審議の重要性ならびに審議を迅速に行う必要がある理由について以下の様に述べた。

本法ノ一日モ忽ニスルヲ得サル理由ヲ一言センニ、刑法中ヨリ懲治場留置ニ関スル規定ヲ削リタルカ為メ刑法施行法ニ於テ一時感化

院ヲ利用スルノ規定ヲ設ケ同時ニ感化院法中ノ改正ヲ行ヘリ其際議会ニ於テ大問題トナリタルハ少年裁判法ノ制定ヲ必要トセハ斯ル姑息ナルコトヲ為サスシテ根本的ニ解決シテハ如何ト論シ恰モ穂積博士ノ少年裁判所ニ関スル講演ニ依リ大ニ得ル所アリタルヲ以テ政府委員床井上ノ兩名ト大ニ争ヒタル結果後日少年裁判法ヲ制定スル約束ノ下ニ賛成ヲナシタリ又刑法ヨリ懲治場留置ヲ削リタルハ畢竟本法ノ制定ヲ予期シタルコトヲ倉富君モ御承知ノコト、信ス、刑事訴訟法ノ會議ニ於テ此問題起リ特別委員ヲ設クルニ至リタル次第ナリ又政府ハ今期議會ノ質問ニ対シ本年末ニハ提出スヘク答辭セリ以上審査ノ急ヲ要スル所以ナリトス而シテ谷田案ニ依レハ少年刑法少年刑事訴訟法少年監獄法等ノ觀アリテ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ一先之ヲ刑事訴訟法主査委員会ニ返却シタル後本委員会ヲ組織サレタル次第ナリ自分ハ先ツ今日ヨリ進行シタク尚後戻リモ出来ルヲ以テ表題ニテモ議シタシ

花井は、感化法改正が行われた際、現行刑法から削除された懲治場規定該当者を感化院に委ねることは抜本的な解決策ではなく、新しく「少年裁判所法」を制定することを政府委員と約束していたこと、また、刑事訴訟法改正に関連して議会で「本年末ニハ提出スヘク答辭」が行われたことから、本法案の審議を迅速に行う必要があることを強調したのである。

さらに、谷田の手による第一次成案（「谷田案」）を基本として審議を行うという委員会方針が採られたため、主として①対象者ならびに

対象者から要保護児童を対象から外した理由、②処分方法、③手続き方法について、谷田から説明が行われた。①については、主たる対象は未成年犯罪者であるが、一四歳未満の触法少年や不良少年も含まれること（本案ハ犯罪行為者ト十四歳未満ノ刑罰法令ニ触レタル者ト又総テ未成年者ニシテ刑罰法令ニ触レサルモ平生不良行為ヲ為ス者ヲ包含セシメタリ）、また未成年者の保護という観点は無視するわけではないが要保護児童については別の機会に譲ることとし、今回の法案からは除外したこと（保護ハ直接ノ目的外トシ之ヲ他ニ譲ルコト、セリ勿論法ノ精神ハ之ヲ離レス）が述べられた。また②については、各国の先例から適当と考えたものを採用して立案したが委員会での議論を通じて取捨する予定があること、処分は一八歳までを予定していること、そして処分上の手続きとして取調が温和なものである必要性和少年保護の精神を失わせないために刑事裁判所以外の審判所の設置を予定し、また審判に際しては地方の有力者などを参与として立ち会わせ、意見を聴くことも検討していること（少年事件ハ其取調ハ可成温和ナル手續ヲ執リ保護ノ精神ヲ失ハサルコトニ努メントシ於此刑事裁判所ハ不可ナリトシテ別ニ審判所ヲ設クルコトトシ其取扱者モ審判官トシ且廣ク事情ニ通シタル者ノ立会ヲ必要トスルヨリ地方ノ有力者等ヲ立会セシメ其意見ヲ聞クコトトシ仮リニ之ヲ参与ト称セリ）が述べられ、③については全ての少年事件を裁判所で取り扱う案、審判官を経由して裁判所が取り扱う案、そして未成年犯罪者と触法少年ならびに不良少年で手続きを区別する案を想定したことなどの説明が行われた。

第二回委員会以降は、この第一次成案に対して条文検討が行われた。各委員会における発言者の意図などを詳細に検討する必要があるが、本稿においては未成年犯罪者の処遇における民間団体との関係を考察することを主たる目的としているため、一回行われた委員会それぞれ内容分析は別稿に譲り、ここでは処遇を規定した第四条に関する検討を行う。

委員会に付された条文は以下の通りである。

第四條 刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シタル幼年ニ対シテハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 訓誡ヲ加フルコト
  - 二 学校ノ懲戒ニ委スルコト
  - 三 条件ヲ付シテ保護者ニ引渡スルコト
  - 四 寺社若クハ保護団体又ハ適當ナル人ニ委託スルコト
  - 五 少年保護使ノ觀察ニ附スルコト
  - 六 病院ニ送致スルコト
  - 七 感化院ニ送致スルコト
  - 八 矯正院ニ送致スルコト
- 第二項 前項ノ処分ハ本人十四歳ニ達シタル後ト雖之ヲ為スコトヲ得

谷田案では「二 学校ノ懲戒ニ委付スルコト」、「三 条件ヲ付シテ保護者ニ還付スルコト」、「五 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト」、「六

病院ニ移送スルコト」であつた(傍線は筆者による)。また、八号ならびに第二項は新しく規定されたが、一四歳未満の者に対しても矯正院に送致する必要がある場合、また、一四歳となつた後も直ちに解放することが出来ない場合を想定して付け加えられた。「大正少年法」と同時に矯正院法が制定されたが、司法省は少年法案審議の初期段階から感化院以外の処遇施設を予定していたのである。矯正院に対しては、倉富が感化院を存置し更に矯正院を設置する理由を尋ねたが、谷田は財政上の問題はあるが、両立させるのが理想であると答え、感化院を二種類にし、矯正院は見合せてはどうかという横田の提案に対しては、收容者が異なるため、場所、建物、人員を別にすべきであると答えている。谷田の回答に加えてイギリスにおいて同制度の視察を行つてきた平沼は、①罪を犯した少年であっても、必ずしも矯正院に收容する必要はなく、感化院と矯正院は実質的には大きな差はない。②しかし、英国同様に、日本に於いても收容者の性質、行為等によつて処遇方法を区別する必要がある。③今日の感化院の實際を觀察したところ、感化院は性質悪しき者の收容を望んでいない。それは設備が十分ではないためである。また、国立感化院を検討している様に、内務省も收容者を区別する必要を認めている。④したがつて、両施設を区別する必要があるが、名称も区別しようとするものであつて、横田案も妥当ではあるが、名称を区別した方が良いと考えると述べた。つまり平沼は現行刑法に適合した未成年犯罪者や触法少年の処遇のためには、感化院とは異なつた施設を新たに設けるべきであると主張したのである。

処遇に関しては特に「四 寺社若クハ保護団体又ハ適當ナル人ニ委託スルコト」という規定に注目したい。当初は「感化院ニ入院セシメ又父母其他監護ノ義務アル者若クハ信用スヘキ者ニ附託スル」ことが想定されていたが、その「信用スヘキ者」として具体的に寺社または保護団体が規定されたのである。保護団体とは具体的にどのような団体なのか、また、敢えて保護団体とは別に寺社を明記した理由については以下のような質疑が行われた。例えば保護団体とは何かという花井の問いに対して谷田は少年の保護その他の世話を行う団体であると答えた。また、寺院を規定したことについて、将来的に寺院に負担を命じる予定なのか、また、寺院の性質上適當だと考えるのかという渡邊の問いに対しては、現在寺院は既に社会事業に積極的な姿勢を見ているし、海外の事情を鑑みても、当該問題に関する寺社の働きを奨励する考えであると答えた(現今ノ状態ヲ見ルニ寺院モ大ニ社会事業ニ加功セサルヘカラサルコトヲ自覚シタルモノノ如ク此ノ如キコトハ将来倍々勧誘スヘキコトニシテ各国ノ状態モ亦其傾向アリ結局此事業ヲ託スルニハ實際上適當ナリト考へ又事実上今日關係シ居ルヲ以テ之ヲ奨励シタキ考ナリ)。渡邊は更に今日の寺院に要請することは實際は不可能だと考えるので削除してはどうかと提案したが、当委員会設置前から寺院などの宗教団体の協力に積極的な姿勢を見せていた花井が削除提案に反対の意見を表明した。以下、宗教団体の参加に関する主なやりとりを掲げる。

花井「從來寺院ニ何等義務ヲ負ハシメサルヲ以テ今日ノ如キ状態ニ陥

レリ而已元來寺院ニハ斯カル義務ヲ負ハシムルハ宜シキコトト思フ、寺院ヲ削ルト否トハ本案ノ効果ニ大關係アリ自分ハ全国幾千ノ寺院ニ仮ニ一院ニ一人ノ収容トスルモ不良少年ノ半数ハ減セラレ國費ヲ減少シ得ヘシ殊ニ一院一人ハ甚タ善シ一人改過遷善スレハ更ニ一人逐次斯クノ如クニシテ行ケハ大ナル効果アルヘシ現時本願寺ニ學校アリト雖モ是レ罪惡ノ源泉ナリ寺院ヲシテ本事業ニ關係セシムルノ義務ヲ負ヘシムルハ彼等ノ本分ヲ完カラシムル以外其罪惡ヲ救フノ一方法タルヘシ仮リニ不良少年ヲ十萬人トスレハ之ヲ保護収容スルハ國家財力ノ堪ユル所ニアラス一乃至六号アリ初メテ負担ヲ減シ得ヘシ寺院削除ハ賛成スルヲ得ス」

渡邊「適當ナル寺院ニ託スルコト及斯ル寺院ノ存在ヲ希望スルハ花井委員ト同感ナルモ不幸ニシテ現況ハ之ニ反ス從テ寺院ノ規定ハ理想ニ止リ現況ト遠カリタルモノニアラサルカ又寺院ハ一定ノ建物ヲ有スル宗教団トセハ依キニアラサルカ強テ主張スルニアラサルモ一言スルモノナリ」

花井「理想ニハアラス寺院ハ成年団体ヨリ低キモノトスヘキニアラス寺院ヲシテ保護事業ニ預ラシメ寺院トシテ自覺セシメ而シテ帰依者ヲ多カラシムルコトヲ望ム如斯方法ヲ以テセサレハ自覺セシムルノ機會ハ何時迄モ到着セス」

鶴澤「寺院ノ將來及其性質ヲ考ヘサルヘカラス寺院ヲ文部教育ノ下ニ置クニ至リタル際昔日ノ如ク単ニ物ヲ喜捨スルノ場所トノミ見ルヲ得ス從來ト雖モ貧困ナル子弟ノ教育ヲ司ルモノアリ寺院ニシテ教育ヲ顧ミサレハ存立スルヲ得ス多少ナリトモ保護事業ヲ寺院ニシタ

シ、又神道ノ問題アルモ之ヲ包含セシムルニ適當ナル辭ナカルヘシ神道ニモ種々アリテ仏教的基督教的或ハ哲學的ノ説ヲ為スモノアリ今後モ若シ發達シテ大ナル組織体トナラハ格別今日ニテハ適當ナルモノナシ、反之仏教ハ三百年來行政、教育ニ關係シ居レリ寺院ヲ入レルコトハ大事ナリ、其他將來団体トシテ發達スルモノモ入レタキ考ナリ以上ノ趣意ニ於テ原案ニ賛成ナリ」

花井は、寺院には当該問題に関する義務があり、また、財政負担の面でも寺院に負担を負わせるべきであると主張した。これに対して渡邊は花井の主張に対して理解を示しながらも、やはり現状から判断して現在の寺院ではその実現可能性が低いと、寺院に限らず一定の建物を有する宗教団体とすれば良いのではないかと提案した。しかし花井は渡邊の憂慮を一蹴し、寺院の存在価値を知らしめるためにも当該保護事業に関与させるべきであると再度主張した。花井と渡邊はなおも議論を続けるが、彼等に対して鶴澤は寺院は教育や保護事業と関係させるべきであること、また、神道とは異なり、仏教は三百年來行政や教育に關係し続けているため、当該事業に寺院を入れることには賛成であるとし、原案および花井の意見に賛同を示した。但し、寺院を中心とする民間団体に対して保護事業を四条の規定をもって義務とするべきか任意とすべきかについての審議は次回委員会に持ち越され、そこでは泉二が欧米の先行例から、少年裁判所については保護事業が重視されているが、保護事業については慈善事業に委ねられており、従って義務を強制することはできないのではないだろうかと主張し、

谷田も民法上の扶養義務者またはそれに準じる者に対する義務化は可能だが、それ以外の者に対しては義務とはしない方針であることを主張した。<sup>30)</sup>

以上が対象者の処遇、特に保護団体と寺社に関する議論であるが、未成年犯罪者の処遇を行う団体として寺社が明記された理由をどのように理解するべきであろうか。委員会審議を検討する限りにおいては、①財政問題ならびに②明治以降の仏教団体の活動形態が影響したと考える。

①については、第二回委員会において横田が「少年ニ関スル制度其他制度ノ改善ニ付西洋ニ於テ企図セラルルモノ尠カラズト雖モ其効果ニ付テハ疑ナキ能ハス然ルニ少年法ノ制定ニ付テハ多大ノ経費ヲ要ヘシ果シテ成功ノ見込アリヤ次ニ法案成立ノ暁ニハ今日ノ感化院ハ如何ニスルヤ又感化院ハ今日完全ニハ行ハレ居ルヤ否ヤ第三ニ少年法ノ施行ハ多大ノ経費ヲ要スルカ自分ハ先ツ外形ニ拘泥セスシテ其實質ヲ取り果シテ効果ノ挙ルコトアラハ始メテ外形ノ改善ヲ図リテハ如何ト思フ」と、少年法の成功の見込み、感化院との関係に続き、少年法施行には多大な経費がかかるため外形ではなく中身について論じるべきではないか等、少年法制定に対して消極的な意見を述べた。横田に対して谷田は同意し、新設備を要するため多少の経費は必要ではあるが、大制度を設けることは財政上許されない点は既に配慮していると答えている。つまり、対象者の処遇においても既存施設や民間団体を有効利用する事が財政上必要であり、その必要性から寺社を中心とする民間団体の利用が構想されたと考える。

また②については、旧刑法の施行に伴って制定された一八八一（明治一四）年監獄則において教誨が規定されたことにより、既にボランティアとして教誨活動を行っていた仏教団体が刑罰の必須条件とされた教誨に参加することになった。<sup>31)</sup>その後、教誨や免囚保護事業、未成年犯罪者ならびに不良少年の処遇等と仏教団体の関係は徐々に深まっていたこともあり、大正期に入って刑事政策関係分野へのさらなる貢献が想定され、組織的に取り入れようとしたものが「大正少年法」四条四号であると考ええる。第二章で取り上げた一九一〇年代における内務省主催の感化救済講習会において仏教団体が既に参加しており、<sup>32)</sup>他方、司法官僚である小山等が寺院で講演を行っていた。<sup>33)</sup>さらに大正元年明治天皇の大喪にあたり恩赦が行われた際、司法省は各方面、特に仏教各本山に対して出獄者の保護の協力を求めたことも指摘されている。<sup>34)</sup>つまりこの時期、刑事政策と社会事業、また刑事政策と民間団体である仏教団体との関係はある程度密接なものであったと考えられる。すなわち、処遇において寺社を明記することを主張した花井の意見が特殊だったわけではなく、「大正少年法」案において仏教団体を中心とする民間団体を用いることについては既にある程度の素地は出来ていたのである。しかしながら、「大正少年法」関係者の仏教団体への関与の実態、仏教団体自身が刑事政策にどのような意図を持ち、どの程度積極性を持っていたのか、刑事政策分野以外での社会事業との関係をどう考えていたのか等、仏教団体の当該問題に関する実態は未だ十分に把握できていない。仏教団体およびそれ以外の宗教団体を含めた社会事業及び刑事政策への参加の実態については関連研究を参考に

しつづ更に講究する必要がある。

#### 四 まとめにかえて

「不良少年ニ関スル法律案主査委員会」は一九二四(大正三)年に一回開催され法律案の審議が行われたが、その後、数年の停滞を経て、一九一八(大正七)年に立案作業が再開された。委員会冒頭で花井が早急な審議の必要性を述べたにもかかわらず、何故審議は停滞したのか。また、近代日本の未成年者処遇制度全体との関係を視野に入れた場合、未成年犯罪者、不良少年、要保護児童をめぐって連携すべきであったにもかかわらず、立案作業再開後に生じた内務省と司法省との間に生じた対立はどのように把握すべきであり、明治期において感化法を始めとする未成年犯罪者処遇問題に関与し続けていた小河滋次郎は、なぜ大正期に入って「少年法案反対論」を主張するようになったのか。少年法の対象者や処遇、管轄、または法的性格をめぐる問題は尽きない。さらに、少年の矯正可能性は犯罪者の矯正可能性を主張する新派の刑法学の影響を受けている。つまり、「大正少年法」をはじめとする未成年犯罪者処遇法制を分析する前提として、現行刑法制定後、当時の刑法界に多大な影響力を有していた牧野英一をはじめとする刑法学者が旧刑法と比較における現行刑法の意義、未成年犯罪者処遇に係る刑法四十一条の意義等についてどのように考えていたのかを明らかにする必要がある。したがって今後の課題として当時の刑

法学者、立法者の当該問題における問題意識も検討しなければならぬ。

#### 注

(1) 吉田次郎「効果的な保護観察を行うために」(『刑事政策としての更生保護』大永社、一九四六年、三四頁)。京都少年保護観察所長、東京少年保護観察所長、法務省保護局観察課長を歴任した吉田はそれ以外にも同三五頁で以下のように述べている。「社会福祉の面ですと、例えば医療保護をうけるとか、あるいは又、生活保護を受けるとかという場合に、そういうものをうけたいという気持ちがあつて福祉事務所を訪れることになりました。ところが保護観察の場合には、そういう本人自身の欲求といひますか、そういうものが少なくとも当初においてはほとんどないといひてよいわけです」。

(2) 「民間保護事業が盛んになるに従い、政府においては、漸やく、その発達奨励に意を用ひはじめ、これについて一般社会の関心も高まつてまいり、この機運に醸成されて、大正二年司法保護委員制度の創始ともみられる福井県福田会で司法保護委員制度が実施され、(中略)政府は初めて、司法保護委員制度の法制化を公的に採りあげ、昭和十四年、我が国の更生保護事業に一転機を画した司法保護事業法が制定され、ここに民間篤志者の個々の保護活動は、一応我が国刑事政策の一環として総合統一され、強力に遂行されることになつたのであります」(殖田俊吉「更生保護の回顧と展望」『更生保護三十年史』日本更生保護協会、一九八二年、四一五頁)。

(3) 「更生保護の三十年」(前掲『更生保護三十年史』一一—一三頁)。昭和二十四年「犯罪予防更正法」の施行に伴い、「司法保護」は対象等を拡大し、「更生保護」と呼ばれることになった。

(4) 「大正少年法」については守屋克彦氏「少年の非行と教育」(勁草書房、一九七七年)、重松一義氏「少年懲戒教育史」(信山社、二〇〇〇年)、森田明氏「未



- 成年者保護法と現代社会」(有斐閣、一九九九年)、同「少年法の歴史的展開」(信山社、二〇〇五年)をはじめとする諸研究がある。特に感化法から大正少年法制定に至るまでの未成年犯罪者処遇をめぐる内務省と司法省の対立等については森田明氏による詳細な研究が行われている。
- (5) 予算の関係で少年審判所は東京及び大阪にのみ設置され、しばらくの間は実施区域も東京、大阪、神奈川、京都、兵庫を加えた三府二県に限定されていた。
- (6) 「寺院、教会、保護団体又ハ適當ナル者ニ委託スルコト」(第四条第五号)。
- (7) 「少年保護司ハ少年ノ保護又ハ教育ニ經驗ヲ有スル者其ノ他適當ナル者ニ対シ司法大臣之ヲ囑託スルコトヲ得」(第二三条後段)。
- (8) 後に「現行制度のもとでの保護観察の実行は、専門家たる保護観察官と民間篤志家たる保護司との緊密な協働態勢によって行われるべきものであつて、両者のもつ長所と特色が、それぞれ果たすべき役割を通じて遺憾なく發揮されてこそ、この制度の妙味ある運用といふべきである」と述べられている(吉田次郎「社会内処遇」前掲『更生保護三十年史』二五二頁)が、当該制度の沿革、目的ならびに限界等についてはさらなる研究が必要である。
- (9) 花井は感化法改正を将来より充実した少年法を制定するための過渡的なものであると考え、以下のように述べた。「感化院ノ改正ハ新刑法施行ノ一部ヲナスモノデアツテ、而シテ新刑法第四十一條ノ規定ヲ実行スルニ、重要ナル關係アルモノト思フノデアリマス、又旧刑法七十九條八十條ニ認メラレテアル懲治場ニ代ルベキ一ツノ機關デアルト思フノデアリマス、ソレ故ニ本案ノ改正ノ及ボストコロノ影響ハ、実ニ繁ツテ新旧刑法ノ運用施行ニ及ブモノト思フノデアリマス。ソレ故ニ能フベクンバ、独逸ノ後見裁判所ノ如キ、亜米利加ノ児童裁判所ノ如キ制度ヲ研究セラレテ、子供ニ対スル特別裁判所ヲ設ケラレ、子供ニ対スル特別教育場ヲ設ケラレ、不良少年ヲシテ善良少年ニ導クベキ階段ヲ作ルコトニ致シタイト云フ趣意ヨリ致シマシテ、願クバ最モ完全ナル国立感化法ノ下ニ、国立感化院ヲ設ケテ新刑法ノ之ヲ削リタル主義ト面目ト
- ヲ保チタイ」(帝國議會 衆議院議事速記録 47『東京大学出版会、一九八八年、五二頁)。
- (10) 明治民法では親権の喪失は裁判所が行う(八九六条)と規定されていたが、改正感化法では行政官である地方長官の判断によって「適當ニ親権ヲ行フ」か否かの判断が行われる(第五条第一号)点、感化院入院手続きについて裁判所の判断を経ることなく行政官によって行われる点など(拙著『近代日本の未成年者処遇制度』大阪大学出版会、二〇〇五年、一六八―一八二頁)。
- (11) 副田義也『内務省の社会史』東京大学出版会、二〇〇七年、六頁。
- (12) 後の少年法案審議における民間施設の利用は、免囚保護事業における原胤昭などの活動を考慮したものであろうが、感化法の全国実施の過程で、民間感化院を代用感化院として活用したという先例に倣ったのではないかと考える。
- (13) 右田紀久恵、高澤武司、古川孝順『社会福祉の歴史―政策と運動の展開―(新版)』有斐閣、二〇〇一年、二一九頁以下。
- (14) 内務省地方局編『感化救済事業講演集 上』一九〇九年、二二三頁以下ならびに八五頁以下。
- (15) 翌年、社会局に改称。
- (16) 前掲『内務省の社会史』四三八頁。
- (17) 第五条ノ二 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 賑恤及救済ニ関スル事項  
二 軍事救護ニ関スル事項  
三 失業ノ救済及防止ニ関スル事項  
四 児童保護ニ関スル事項  
五 其ノ他社会事業ニ関スル事項
- (18) 森田明氏は、未成年犯罪者を対象とする特別法を制定する計画は、現行刑法において懲治場規定を削除した段階で既に想定されていたことを指摘している(『少年法の歴史的展開』信山社、二〇〇五年、一九頁)。
- (19) 『少年法案矯正院法案理由書』(『少年保護制度参考書』法曹会、大正一〇年、

- 一頁)。
- (20) 森田明監修『大正少年法 上』信山社、一九九三年、四頁。
- (21) 『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌 第一回』(前掲『大正少年法 上』三一七頁)。この後、第二回迄に委員会は小田原分監などにおける少年処遇の視察調査を行い、司法省は欧米少年裁判所制度の比較調査を行っている(同一六頁)。
- (22) 『幼年立法案上ノ諸問題』(前掲『大正少年法 上』三二三頁)。
- (23) 『未成年者ノ懲治及保護二関スル法律案』(前掲『大正少年法 上』三二四―三一七頁)。森田明氏によれば、同法律案は小山温の名で提出されたが、実際に筆をとったのは泉二新熊。(同一七頁)。
- (24) 例えば以下のような規定である。
- 第二十二條 未成年者ヲ監護スル義務アル者故ナク其義務ヲ怠リ未成年者ヲシテ不法行為ヲ為シ又ハ為ス虞アルニ至ラシメタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス
- (25) 『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌 第二回』(前掲『大正少年法 上』三一九―三二二頁)。
- (26) 豊島「幼年裁判所ハ刑事裁判所ト後見裁判所ヲ折衷シタルモノト為シ単ニ犯罪ニ限ラス親権ノ及ハサル処ヲ補フ趣旨ト為スヲ可トス但実行困難ナルヘシ、警察官ノ判断ハ不十分ナルヲ以テ総テ裁判所ニ於テ取扱ヲ要ス、余リ広クスルハ実行上疑ナキヲ得ス、犯罪ニ限ルヲ可トス」(前掲『大正少年法 上』三二〇頁)。
- (27) 『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌 第三回』(前掲『大正少年法 上』三二四―三二九頁)。
- (28) 第一次成案は「少年犯罪二関スル法律案特別委員会」における議論を踏まえ、起草されている。例えば、以下の第四条第四号では委員会における花井の主張が取り入れられ、寺院が規定されている。
- 第四條 刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為シタル幼年ニ対シテハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得
- 一 訓戒ヲ加フルコト
- 二 学校ノ懲戒ニ委付スルコト
- 三 条件ヲ附シテ保護者ニ還付スルコト
- 四 寺院若クハ保護団体又ハ適當ナル人ニ委託スルコト
- 五 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト
- 六 病院ニ移送スルコト
- 七 感化院ニ送致スルコト
- (29) 『少年犯罪二関スル法律案特別委員会日誌 第四回』(前掲『大正少年法 上』三二九―三三七頁)。
- (30) 「不良少年ニ関スル法律案主査委員会日誌」第一回 大正三年三月一八日。次の花井並びに谷田による説明も同様(国会図書館蔵「平沼文書」「不良少年ニ関スル法律案主査委員会決議項目」)。
- (31) 泉二「欧米ノ實際ハ少年裁判所補助事業ナケレハ少年裁判所ナシト云フカ如ク保護事業ヲ非常ニ重用視セリ千九百十一年ノ巴里萬国少年裁判所會議ニ於テ慈善団体カ如何迄ニ認メラルルカハ所謂三大問題ノ一トナリ居レリ保護事業ヲ以テ強制スルモ其目的ヲ達スルコトヲ得ス金品ヲ強要スルハ兎モ角モ慈愛ト熱誠トヲ以テ此事業ニ当ラシムルヲ主タル目的トスル以上ハ強制ハ不可ナリ而シテ若シ此任意保護ニ委スルコト能ハサル場合ニ於テハ感化院等送致ノ必要アルヘシ要之為人ト行為ノ性質上差支ナキモノトシテ慈善事業ニ委スル範圍ニ於テハ本法ニ於テ義務ヲ強制セサルヲ可トス」
- 谷田「悪性ノ少年ヲ善化スルノ目的ナルヲ以テ之ヲ欲セサル者ニ託スルモ到底不能ナリ法律上義務アル者ハ可ナルヘキモ然ラサル者ヘ任意トスルコト可ス」(前掲『不良少年ニ関スル法律案主査委員会日誌』第三回 大正三年七月一日)。
- (32) 徳岡秀雄「宗教教誨と浄土真宗」本願寺出版社、二〇〇六年、三六頁以下。
- (33) 第一回感化救済講習会では赤松連城(本願寺派著者)が「感化救済と至誠」、

斯波淳六郎（内務省宗務局長）が「宗教と感化事業との関係」と題した講演を行った。

(34) 明治四四年二月小山は「監獄の性質及感化監獄免囚保護三事業相互の関係」の題で講演を行い、犯罪防止との関連で感化ならびに出獄人保護事業への宗教関係者の責任と協力を訴えている。但しこの講演そのものは曹洞宗僧侶であった内山愚童が大逆事件で連座し、死刑判決が確定したことへの対応として行われた講演であり、小山の他に斯波淳六郎、井上友一（神社局長兼地方局参事官）なども招かれていた（「訓戒一斑」『曹洞宗選書 第六卷』同朋舎出版、一九八二年、四〇七頁以下、四五九―四六〇頁）。しかしながら、このような小山の講演の他、谷田三郎自身も本願寺で講演を行っており、刑事政策における仏教団体の活動の可能性についてある程度の知識を得ていたことを社会福祉形成史研究会の際にご指摘いただいた。

(35) 齊藤三郎「更生保護の昔と今」（前掲『更生保護三十年史』二二七頁）。

付記・本稿は平成一八年度～二〇年度科学研究費補助金若手研究（B）「近代日本の未成年者に対する刑事法の理念と実態―刑法制定後の議論を中心として―」の研究成果の一部である。また、本稿は二〇〇八年一月二四日の社会福祉形成史研究会における報告に加筆を行ったものである。御出席の先生方から有益なご指摘を頂戴したことに感謝致します。